

平野区テーマソング 募集要項

1 趣旨

平野区制が50周年を迎えたことや大阪・関西万博が開催されたことも機に、大阪市内でも有数の区域・人口であり、長い歴史を有する平野区の魅力を、区の内外にアピールし、区民や平野区を訪れる方々が親しみや愛着を感じることができ、また子どもたちを始めとした地域住民の皆様がまちの魅力を歌い継いでいくことができるよう、「平野区テーマソング」を募集します。

2 募集内容

次の条件に沿った楽曲とします。

- (1) 平野区をテーマとした作品で、平野区の魅力が発信でき、印象に残るもの
- (2) 歌詞と曲がセットになったもの
- (3) 幅広い年齢層にとって覚えやすく歌いやすいメロディであるもの
- (4) 歌詞については当区が提供する区内各小学校や区民から平野区の魅力と万博の記憶を幅広く伝え未来へ継承するために募集したフレーズの一覧から5フレーズ以上使用したもの
- (5) 曲の長さが5分以内であるもの

3 活用予定例

- (1) 平野区内で行われる各種式典やイベント等で使用
- (2) 平野区役所における庁内放送で使用
- (3) その他、平野区の広報活動に広く使用

4 応募資格

作品の著作権がご本人にあれば、プロ・アマ、個人・グループを問わず応募可能です。

- (1) 未成年者が応募する場合は親権者から本募集要項の内容全般の同意が必要です。
- (2) 歌詞と曲のそれぞれの著作権者が異なる場合両著作権者の合意が必要です。
- (3) 共有著作権(著作権法65条に規定される「共同著作物の著作権その他共有に係る著作権」をいいます。)が設定されている作品の場合は他の共有者全員の合意が必要です。

5 応募規定

応募は、応募者が著作者又は共同著作者である作品に限ります。採用後に応募者が著作者又は共同著作者ではないことが判明した場合は採用を取消します。なお、応募者と著作者との間に生じたトラブルについては、当方は関知せず、一切の責任を負いません。

- (1) 一人(一組)何点でも応募できますが、それぞれ異なる作品に限ります。なお、共有著作権が設定されている作品の応募はいずれか一人からの応募に限ります。
- (2) 作品の制作や提出等に係る費用の全ては、応募者の負担になります。
- (3) 新作・未発表の作品でなくとも応募できます。ただし、この募集期間(募集開始時から選定まで)に他の同様な案件に応募している作品は応募しないでください。
- (4) 応募作品の選考における著作物の利用については、これを許諾したものとみなします。
- (5) カバーやコピー、あるいは原曲の著作者及び著作権者から許可を得ていない楽曲の一部を引用したものは応募できません。

6 応募方法

平野区ホームページにある応募フォーム(大阪市行政オンラインシステム)からご応募ください。

音源データ形式は、MP3、WMAのいずれかとします。

7 応募締切

令和8年5月31日(日)(必着)

8 選考及び決定

応募作品の中から、選考委員会等により採用作品を決定します。ただし、歌詞の中に不適切な表現があるなどで、区の判断によりこの限りとはならない場合があります。

なお、発表は令和8年7月頃を予定しています。不採用通知は行いません。

採用作品については、平野区から表彰を行い、平野区ホームページやSNS、広報紙等を通じて広く発信・PRを行います。

9 採用作品の取扱い

- (1) 採用作品に係る著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利)その他一切の権利は、大阪市に譲渡するものとします。
- (2) 採用作品の著作者は、大阪市(①大阪市から適法に採用作品に係る著作権等を承継した者、②大阪市から採用作品について利用を許諾された者及び①の者から採用作品につき利用許諾された者を含む。)による採用作品の使用につき、著作者人格権の行使をしないものとします。
- (3) 採用作品の応募者は、採用作品の著作権譲渡及び著作者人格権(著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利)の権利不行使を約束するため、本市と正副2通の契約書(別添の契約書案をご参照ください)を作成し、各々が保管するものとします。
- (4) 採用作品は、平野区テーマ曲として使用する際、必要に応じて補作・編曲等を行うことがあります。
- (5) 採用決定の通知後、採用作品の楽譜を提供していただきます。なお、楽譜作成及び提供に係る全ての費用は応募者の負担とします。

10 注意事項

- (1) 採用されなかった応募作品のデータ及び関係書類等は返却しませんが、著作権は大阪市に移転しません。
- (2) 応募作品について著作権その他一切の権利に関わる問題が生じた場合は、全て応募者の責任となります。
- (3) 採用作品が既に他で使用されているものと同じ又は類似している等、著作権侵害が判明した場合や、応募に際し不正行為等が判明した場合は、選考結果発表後であっても採用を取り消します。
- (4) 本募集において、応募者から取得した個人情報については、本事業実施に係る事務以外には使用しません。ただし、採用作品の応募者(グループの場合はメンバー)の氏名等は、本人同意のうえ公表を予定しています。

- (5) 選考の結果、採用作品がない場合もあります。また、選考結果に対する問合せや異議申し立ては一切受け付けません。
- (6) 応募の時点で、この募集要項の記載事項に同意したものとみなします。
- (7) 提出された作品が採用された場合は、作品の著作者及び共同著作者全員の氏名を表示します。

11 問合せ先

平野区役所総務課

電話 06-4302-9625

メールアドレス tw0001@city.osaka.lg.jp